

静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程

平成 24 年 8 月 28 日

訓令第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、静岡市が委託契約した測量、調査及び設計の業務（以下「委託業務」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、監督員（委託業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督を行う職員をいう。以下同じ。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(監督員の指名)

第 2 条 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、主管の長がその所属職員のうちから命ずる。

(監督員の体制等)

第 3 条 監督員の監督の体制及び権限の分担は、別に定める。

(監督に関する書類の作成及び整理)

第 4 条 監督員は、次に掲げる書類（受注者から提出された書類を含む。）を作成し、又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議書、指示書及び承諾書
- (2) 委託業務の実施状況の記録
- (3) その他監督に関する書類

(監督に関する留意事項)

第 5 条 監督員は、次に掲げる事項に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 契約書及び静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款並びに仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明書に対する質問回答書を含む。）並びに諸規程に基づき監督を行うこと。
- (2) 受注者その他利害関係者に対して常に良識をもって厳正な態度で臨むこと。
- (3) 受注者と連絡を密にし、業務の進捗の状況の把握に努め、業務委託の意図を正しく伝え、業務委託が完全に履行されるように適切な指示及び承諾の徹底を図ること。
- (4) 関係機関及び地元との関係に留意し、業務委託が円滑に行われるように配慮すること。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。